

件名	愛媛県執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例																	
主管課	教育総務課																	
根拠法令等																		
<p>【改正の概要】 愛媛県教育文化賞推せん委員会の廃止</p> <p>別表（第2条、第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>附属機関の属する執行機関</th> <th>附属機関</th> <th>担任する事務</th> <th>構成員の数の定限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">教育委員会</td> <td>愛媛県教育文化賞推せん委員会</td> <td>愛媛県教育文化賞規則に基く受賞候補者の推せんに関する事項の調査、審議及び受賞候補者名簿の作製に関する事務</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓ 削除</p>				附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務	構成員の数の定限	知事	省略			教育委員会	愛媛県教育文化賞推せん委員会	愛媛県教育文化賞規則に基く受賞候補者の推せんに関する事項の調査、審議及び受賞候補者名簿の作製に関する事務	10人	省略		
附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務	構成員の数の定限															
知事	省略																	
教育委員会	愛媛県教育文化賞推せん委員会	愛媛県教育文化賞規則に基く受賞候補者の推せんに関する事項の調査、審議及び受賞候補者名簿の作製に関する事務	10人															
	省略																	
施行日	平成20年4月1日																	
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 愛媛県教育文化賞推せん委員会</p> <p>(1) 担任する事務 愛媛県教育文化賞規則に基く受賞候補者の推せんに関する事項の調査、審議及び受賞候補者名簿の作成に関する事務</p> <p>(2) 委員構成 学校教育、社会教育、文化・スポーツの各分野の有識者の3名で構成（任期2年）</p>																		